

私たち抜きに  
私たちのことを  
決めるな!



# しょうがい者が あたりまえに 生きられる社会へ

Nothing about us  
without us!



みやぎアピール大行動実行委員会

# News

発行／みやぎアピール大行動実行委員会事務局  
メール：appeal318@hotmail.co.jp

2024.7.5. FRI No.46

## 河北新報

号外

発行所

仙台市青葉区石巻1-2-28

河北新報社

河北新報オンライン



フリーダイヤル

0120-09-3746

# 強制不妊 国に賠償責任



旧優生保護法廃止訴訟の上告審判決で、強制不妊手術に最高裁が反対  
仙台市青葉区石巻1-2-28  
2024年7月5日

## 旧優生保護法は違憲

## 最高裁大法廷判決に対する弁護団声明

本日7月3日、最高裁判所大法廷（戸倉三郎裁判長）は、裁判官の全員一致で、旧優生保護法により強制不妊手術を受けた被害者に対して国に損害賠償金の支払いを命じる判決、仙台の事件については高裁で被害者の請求を認めなかった判決は誤りであり損害についてさらに検討すべく高裁で審理をやり直すべきという判決をそれぞれ言い渡しました。

判決は、旧優生保護法は「立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても正当とはいえないことは明らか」であり「個人の尊厳と人格の尊重の精神に明らかに反する」などとし、旧優生保護法が憲法13条、14条1項の定め違反していると述べました。

手術を受けた被害者たちは、子どもを作れない身体にされただけでなく、法律で「劣った子孫」とよばれました。このことは、障害のある人が今なお社会の中で差別される原因を作りました。

国はこれまで、手術は法律によって行ったのだから、責任はないと言い続けてきました。裁判になってからも、手術を受けてから20年以上過ぎての裁判なので、責任はなくなった、と争ってきました。

これに対して判決は、責任が20年で消えたとするのは、「著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができ」ず、「信義則に反し、権利の濫用として許されない」として国の言い分を認めませんでした。最高裁判所が、国による非人道的な人権侵害行為を直視し、人権保障の砦としての役割を果たしたものです。

今日の判決は、被害を受けた多くの人びとのうち、たった11人について出されたものですが、国の旧優生保護法と強制不妊手術が憲法に違反する人権の侵害であり、国は今なおその責任を取っていないことを指摘しました。この判決は、従前の最高裁判例をも変更し、これまでに提訴していない被害者も含むすべての被害者について被害回復が果たされるべきものであると前面に打ち出したものであり、かかる最高裁の判断を重く受け止めるべきです。

私たちは、国に対し、今日の判決をスタートとして、これまで声を上げることができなかった多くの被害者についても国が責任を果たすことを求めています。

旧優生保護法は障害のある人を「劣った人」とみなし、差別する社会を作ってきました。この判決をきっかけに、障害者権利条約が求める偏見と差別をなくしていく取り組みが、より一層進むことを求めます。

そして私たち弁護団も、全ての優生手術被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想及び障害者に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動をします。

2024年 7月 3日

全国優生保護法被害弁護団  
共同代表 新里 宏二  
同 西村 武彦



宮城県からも最高裁判決に駆けつけたチーム宮城（旧Twitter Xより）



**強制不妊訴訟の最高裁判決 被害直視、判例欠点を改める | 河北新報…**

最高裁は強制不妊手術の被害に向き合…

kahoku.news



<https://kahoku.news/articles/20240703khn000079.html>



**強制不妊訴訟 信念「時の壁」崩す 国に責任を認めさせた仙台の飯塚…**

戦後最大の人権侵害と言われる強制不…

kahoku.news



<https://kahoku.news/articles/20240703khn000082.html>

## 強制不妊「違憲」確定 真の解決へ政治も壁越えよ

「最高裁の判断」という条件は整った。岸田文雄首相は速やかに被害者らと会い、謝罪の言葉を伝えるべきだ。

旧優生保護法（1948～96年）下で繰り返された強制不妊手術を巡る国家賠償訴訟で、最高裁は3日、旧法を違憲と初判断し、国に賠償を命じた。

違憲判決は地、高裁で積み重なっていたが、歴代の政権は被害者が求める首相との直接面会を、最高裁が判断を示すまで先送りする姿勢を固持した。岸田首相がまずなすべきことは、過去の政策の過ちを被害者らの面前で認め、数十年にわたる苦しみを慰謝することだ。

優生思想に基づき国家ぐるみで続けた人権侵害を政府のトップがどのように清算するかが真の解決への出発点になる。同時に、国民の人権全般に対する行政府の感度と姿勢を見極める指標にもなる。

宮城県では国会議員や知事、仙台市長らと共に河北新報社など民間企業の幹部も1950年代からの一時期、優生手術を推進した県精神薄弱児福祉協会の役員や顧問に名を連ねた。この事実を改めて自省し、心に深く刻みたい。

一連の国賠訴訟と今回の最高裁判決は、被害の救済を長年妨げてきた幾つかの「壁」を乗り越えた点で、大きな意義がある。

一つは「時の壁」だ。訴訟は、不法行為時から20年たてば画一的に賠償請求権を失わせる旧民法の「除斥期間」規定を適用するかどうかが実質的に最大の争点だった。最高裁は今回、除斥期間を適用せず、国による除斥期間の主張は「権利の濫用（らんよう）」と断じた。

旧民法に除斥期間との明記はなかったが、最高裁が1989年、消滅時効とは異なる除斥期間を定めたものと解釈して以来、下級審もこの判例に縛られてきた。今回の判決は除斥期間とする解釈は維持しつつ、20年で画一的に権利を失わせる89年判例は「到底容認できない結果をもたらす」として変更した。

旧優生保護法だけでなく、幅広い被害の救済にもつながり得る判断だ。司法が果たすべき正義・公平の理念を重視し、自ら判断を修正した最高裁も「前例の壁」を越えた。

被害者側には「差別や偏見の壁」を破るきっかけとなった。被害を認識しても差別や偏見を恐れず自ら抱え込むしかなかった状況から、実名を出して国の違憲行為と闘う被害者が現れるまでに至ったことは、訴訟の大きな功績だ。

最高裁判決を機に国会も壁をさらに越えてほしい。国会は2019年に議員立法で被害者への一時金支給法を制定し、今春の法改正で請求期限を5年延長してはいる。

ただ、支給の認定数は想定被害者数の約4%にとどまり、1人当たり320万円の額も到底十分とは言えない。救済拡大を政府任せにせず、一時しのぎでない補償の在り方を自ら追求すべきだ。

## てんかんを理由に強制不妊手術をされた弟 専門医の兄が初証言

<https://mainichi.jp/articles/20240628/k00/00m/040/416000c>

2024年6月29日 毎日新聞



障害者へ不妊手術を強制してきた旧優生保護法（1948～96年）の問題を巡り、てんかん専門医の曾我孝志さん（75）が毎日新聞の取材に応じ、弟がてんかんを理由に手術を受けていたとメディアに初めて証言した。国内で人口の約1%が発症するとされる、てんかんは旧法では手術対象疾患の一つだった。弟の障害がきっかけで医師を目指し、民間では国内初のてんかん専門病院を設立したという曾我さんは「手術は『国家犯罪』だった」と訴える。

「今日、（弟が）手術を受けてきた」。今からおよそ60年前のことだ。当時暮らしていた宮城県多賀城市の自宅で、母親（故人）から唐突に言われた。

弟は、てんかん症状と知的障害がある「レノックス・ガストー症候群」を幼児期に発症した。意思疎通が難しく、日ごろから発作を起こして支援が必要な状態だった。

開示された行政資料を手に、当時の記憶を思い起こす曾我孝志さん＝宮城県岩沼市で2024年6月24日午後1時52分、遠藤大志撮影

難病に苦しむ弟の存在は、曾我さんを医学の道に進ませた。74年に東北大学医学部を卒業後、国立療養所山形病院南東北てんかんセンター長などを経て、92年に専門病院「ベーター」(宮城県岩沼市)を開業。現在は病院を運営する医療法人の理事長を務めている。

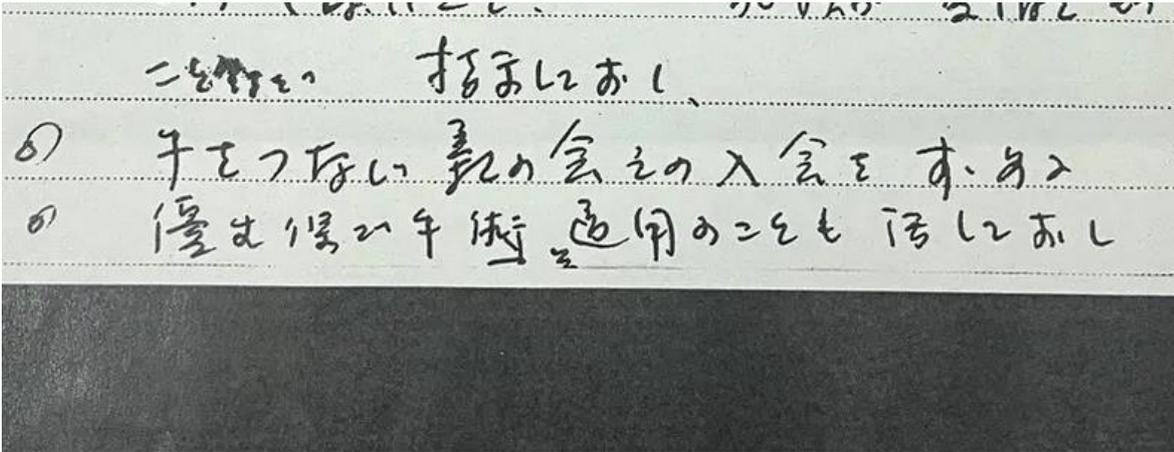
医師として強制手術の被害実態についてはよく分かっていなかったが、母親の言葉がずっと頭に残っていたという。「母は障害児の親の会の活動にも積極的だった。どのような心持ちで私に手術を明かしたのかは分からない」と振り返る。

おぼろげな記憶が強制不妊手術と明確に結びついたのは、旧法被害を伝える新聞記事を見たことがきっかけだ。知的障害を理由に手術された県内の女性が初の国賠訴訟を起こした2018年、曾我さんも背中を押されるように、県に対して弟の「手術記録」の開示を請求した。

手術記録は廃棄されていたのか出てこなかったが、「相談記録」は見つかり、殴り書きで「優生保護手術」とみられる記載があった。第三者の医師に弟を診てもらったところ、生殖器に切開跡があることも分かった。

国の統計によると、宮城県内で行われた強制手術件数は全国で2番目に多い1406件。県は記録の一部を廃棄しており、手術の実施が確認できるのは900人分で、てんかんを理由に手術されたのは約4%に当たる39人だった。

現在、ベートルに入院する弟は車椅子の生活を送っている。いつも笑顔で穏やかな性格だという。



殴り書きされた「相談記録」の一部。「優生保護手術」とみられる記載がある＝宮城県岩沼市で6月24日、遠藤大志撮影

「僕がベートルを建てたのは弟のためと言ってもいい」と曾我さん。当事者の親族が被害を明かすケースは極めて珍しく、「てんかんの人が声を上げられないのは、弟のように知的障害もあるケースが多いからではないか。社会が被害者の代弁機能を確保しない限り、問題として認識されることは難しい」と説明する。

旧法の問題は、最近になってようやく社会問題として認識されるようになった。各地で起こされた国賠訴訟は地裁、高裁を経て、7月3日に最高裁判決を控える。司法が国の責任を認めるかに注目が集まるが、障害者に対する差別意識はなお残っていると感じる。

生殖関連技術の進展で、妊娠中に胎児の疾患を調べる出生前診断が利用されるようになってきた。国民の意識に「内なる優生思想」が潜んでいないか、気がかりだという。

旧法下の手術について国が真摯（しんし）に向き合い、謝罪する。曾我さんはそれが問題解決の第一歩になると考えている。【遠藤大志】